

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和5年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	<p>福生市は、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための被災者台帳を作成し、また、当該台帳に記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、利用または提供するため、住民に関する正確な記録を行うとともに、適正管理が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">1 氏名2 生年月日3 性別4 住所又は居所5 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況6 援護の実施の状況7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由8 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>次の各号に該当する場合は、台帳情報の利用及び提供をする。</p> <ul style="list-style-type: none">1 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。2 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき(マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能により申請を受領する場合を含む。)。3 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
③システムの名称	被災者生活再建支援システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 番号法<ul style="list-style-type: none">・第9条(利用範囲)・別表第一-36の2、別表第一省令第28条2 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)<ul style="list-style-type: none">・第90条の3(被災者台帳の作成)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 番号法<ul style="list-style-type: none">・第19条第8号・別表第二-56の2、別表第二省令第30条2 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)<ul style="list-style-type: none">・第90条の4(台帳情報の利用及び提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部防災危機管理課
②所属長の役職名	防災危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 総務部防災危機管理課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 総務部防災危機管理課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所